

射水市教育委員会 11 月定例会次第

日 時 平成 27 年 11 月 24 日(火)

午前 9 時 15 分 学校訪問 放生津小学校

午前 10 時 30 分 会議 放生津小学校会議室

1 会議録の承認

2 教育長の報告

- (1) 平成 27 年 11 月臨時会会期日程及び提出議案について 資料 1
- (2) 平成 27 年 12 月定例会会期日程及び提出議案について 資料 2

3 協議事項

- (1) (仮称)生涯学習センターの設置について (案) (生涯学習・スポーツ課) 資料 3

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 牛乳パックリサイクル報告概要について (学校教育課) 資料 4
- (2) 平成 27 年度小学校グリーンカーテン実証実験事業の概要について
(学校教育課) 資料 5
- (3) 射水市教育施設指定管理候補者の選定結果について (生涯学習・スポーツ課)
資料 6
- (4) 平成 28 年射水市成人式について (生涯学習・スポーツ課) 資料 7
- (5) 射水市孫とおでかけ支援事業について (生涯学習・スポーツ課) 資料 8
- (6) 射水市雑誌スポンサー制度の実施について (生涯学習・スポーツ課) 資料 9
- (7) 金管アンサンブルクリニックの実施について (生涯学習・スポーツ課) 資料 10
- (8) 射水市元旦マラソン 2016 について (生涯学習・スポーツ課) 資料 11
- (9) 教育委員会行事予定 資料 12

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 () 時 分

議案第 78 号

射水市図書館条例の一部改正について

射水市図書館条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 11 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市図書館条例の一部を改正する条例

射水市図書館条例（平成 17 年射水市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大島図書館の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 12 月 29 日から施行する。

議案第 78 号

射水市図書館条例の一部改正について

(説 明)

公共施設の見直しにおいて、大島図書館を廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

大島図書館に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成 27 年 12 月 29 日

射水市図書館条例(平成17年射水市条例第94号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市図書館条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第94号</p> <p>改正 平成19年 3月19日 条例第12号 平成20年12月22日 条例第46号 平成24年3月19日 条例第19号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民への資料と情報の提供を通じて生涯学習を支援し文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、射水市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分室)</p> <p>第3条 図書館に、分室を置くことができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。</p>	<p>○射水市図書館条例</p> <p>平成17年11月1日 条例第94号</p> <p>改正 平成19年 3月19日 条例第12号 平成20年12月22日 条例第46号 平成24年3月19日 条例第19号 平成27年11月30日 条例第78号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民への資料と情報の提供を通じて生涯学習を支援し文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、射水市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分室)</p> <p>第3条 図書館に、分室を置くことができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。</p>

<p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時30分までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が祝日法による休日を除く。)</p> <p>(2) 祝日法による休日の翌日(当該翌日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、当該翌日の直後の火曜日)</p> <p>(3) 第1木曜日(1月及び5月を除く。)</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>(5) 図書等特別整理期間</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、図書館を利用する者(以下「利用者」という。)がこの条例に基づく規則等に違反したとき、又は図書館の管理上特に必要があると認めるときは、その利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時30分までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が祝日法による休日を除く。)</p> <p>(2) 祝日法による休日の翌日(当該翌日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、当該翌日の直後の火曜日)</p> <p>(3) 第1木曜日(1月及び5月を除く。)</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>(5) 図書等特別整理期間</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、図書館を利用する者(以下「利用者」という。)がこの条例に基づく規則等に違反したとき、又は図書館の管理上特に必要があると認めるときは、その利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p>
---	---

<p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に射水市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3 委員は、10人以内で組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 利用者が故意又は過失によって図書館の建物、設備、資料等を損傷し、滅失し、紛失し、又は著しく汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市図書館設置条例(昭</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に射水市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3 委員は、10人以内で組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 利用者が故意又は過失によって図書館の建物、設備、資料等を損傷し、滅失し、紛失し、又は著しく汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市図書館設置条例(昭</p>
---	---

和26年新湊市条例第48号)、小杉町民図書館設置条例(平成13年小杉町条例第15号)、大門町立正力図書館条例(昭和50年大門町条例第15号)、大島町立図書館設置条例(昭和50年大島町条例第13号)又は下村図書館設置条例(平成15年下村条例14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月19日条例第12号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第46号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和26年新湊市条例第48号)、小杉町民図書館設置条例(平成13年小杉町条例第15号)、大門町立正力図書館条例(昭和50年大門町条例第15号)、大島町立図書館設置条例(昭和50年大島町条例第13号)又は下村図書館設置条例(平成15年下村条例14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月19日条例第12号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第46号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月 日条例第 号)

この条例は、平成27年12月29日から施行する。

【別記1】

現行

名称	位置
中央図書館	射水市戸破1511番地
新湊図書館	射水市三日曾根3番23号
正力図書館	射水市大門67番地
大島図書館	射水市小島684番地
下村図書館	射水市加茂中部838番地2

改正後（案）

名称	位置
中央図書館	射水市戸破1511番地
新湊図書館	射水市三日曾根3番23号
正力図書館	射水市大門67番地
下村図書館	射水市加茂中部838番地2

平成27年12月射水市議会定例会会期日程(案)

会期16日間

12月9日(水)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 各議案の委員会付託
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月10日(木)			議案調査日
12月11日(金)			議案調査日
12月12日(土)			休 会
12月13日(日)			休 会
12月14日(月)			議案調査日
12月15日(火)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
12月16日(水)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月17日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月18日(金)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
12月19日(土)			休 会
12月20日(日)			休 会
12月21日(月)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
	産業建設常任 委員会終了後	委員会	港湾振興特別委員会
12月22日(火)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月23日(水)			休 会
12月24日(木)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※招集告示 12月2日(水) 午前10時 議会運営委員会
午後1時30分 全員協議会(議案説明)

発言通告日 代表質問 12月10日(木) 正午
一般質問 12月11日(金) 正午

※港湾振興特別委員会の参集時間は午後1時30分

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市小杉展示館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月9日 提 出

射水市長 夏野 元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉展示館

2 指定管理者となる団体の名称

戸破地域振興会

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市小杉展示館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉展示館

2 指定管理者となる団体の名称

戸破地域振興会

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市戸破2917番地1

4 指定管理者となる団体の代表者名

会長 村井 豊

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（1年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市大島弓道場の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月9日 提 出

射水市長 夏野 元志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島弓道場

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市大島弓道場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島弓道場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市新開発300番地

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 島上 淳

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで（4年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市パークゴルフ南郷の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月9日 提 出

射水市長 夏野 元志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市パークゴルフ南郷

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

- 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市パークゴルフ南郷の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市パークゴルフ南郷

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市二口3142番地

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 山崎 秋夫

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで（4年間）

(仮称) 生涯学習センターの設置について (案)

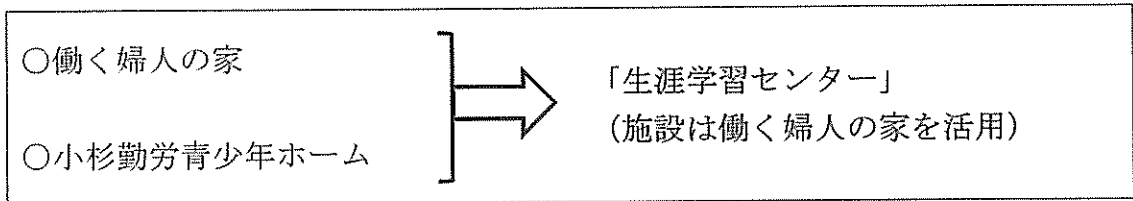
1 目的

施設本来の設置意義が希薄化している「働く婦人の家」及び「小杉勤労青少年ホーム」を統合し、新たに市民ニーズに合致したあらゆる年齢層の市民誰もが自由・平等に利用できる「生涯学習センター」を設置することで、市民の学ぶ意欲に応えるもの。

2 概要

(1) 生涯学習センター設置日 平成28年4月1日

(2) 施設の統廃合イメージ



(3) 施設の概要

- ① 開館時間 9:00～22:00
- ② 休館日 第3日曜日、年末年始(12/29～1/3)
- ③ 次の活動に用いる貸館事業とする。
 - ・生涯学習に関する活動
 - ・スポーツやレクリエーションに関する活動
 - ・市民の交流に関する活動

(4) 施設使用料金

生涯学習センターの使用時間は9:00から22:00までの間で、1時間単位で使用できます。

室名/区分	使用料(1時間当たり)	営利使用の場合
相談室	200円	左記の使用料に100%に相当する金額を加算する。
1階ロビー	300円	
和室1	300円	
和室2	300円	
料理実習室	400円	
講習室	300円	
2階ロビー	300円	
軽運動室	500円	

※冷暖房を使用した場合は使用料に20%加算します。

牛乳パックリサイクル報告概要について

1 目的

郷土愛を育む教育の推進の主な取組として、環境教育の3つの視点（環境から学ぶ、環境について学ぶ、環境のために学ぶ）に立ち、身近なモノからリサイクルについて学ぶ。

2 実施結果

- (1) 取組校 市内全小学校（15校）
- (2) 試行期間 9月給食開始から9月30日まで（1か月）
- (3) 対象学年 4学年（社会科や総合の時間で環境について学ぶ学年）
- (4) 回収量 151kg
- (5) 報奨 後日、射水リサイクル協会からトイレットペーパーを各学校へ配布した。

(6) 成果について

環境に対する意識を高めることができ、一定の成果はあった。

<学校の意見>

- ・リサイクルに協力しようという気持ちを育てる教育につながった。
- ・給食時のごみが減った。
- ・1日に出る牛乳パックの量を視覚で捉えることができた。
- ・総合的な学習の時間に取り組んでいる環境教育及び社会科でのごみの処理に関する学習とともに重なり、エコ（CO₂削減やごみの減量化）やリサイクルという点において体験を通して学び、意識を高めることができた。
- ・資源として再利用可能な物があるということを実感するとともに、身近な取組として実践できてよかった。
- ・最終的に、トイレットペーパーという形で自分たちの努力の結果が見えたことは、大変効果的であった。

(7) 課題について

児童の作業においては、時間、水の使用について課題があり、その後回収までにおいては、牛乳パックの乾燥やにおい、保管場所について課題があった。

<学校の意見>

- ・水洗いの際、バケツに水をくんだり、子供が洗ったりする中で廊下等がぬれてしまう。
- ・乾かすため牛乳パックを、廊下等に日常的に出たままになってしまう。
- ・水が冷たい等の理由で取組が困難になると予想される。

- ・ものを置くことができるスペースに限りがあるため、回収まで1か月分の量で限界だった。
- ・牛乳パックを水洗いする時に、水を大量に使って水の無駄遣いにつながることもあり、指導を要する。
- ・給食を食べるのが遅い子供は、食後の歯磨きもあり、負担になる。
- ・ランチルームで給食を食べているため、作業する場所が狭く混雑した。
- ・牛乳アレルギーの子供がいるため、教室で保管できず、保管場所に困った。
- ・給食後、水場は全校児童の歯磨きで混雑しており、牛乳パックを洗うための場所の確保は難しい。
- ・牛乳パックを1日干しておく場所も確保しづらい。
- ・においの関係で、牛乳パックを教室内に置いておけず、保管場所に困った。
- ・牛乳パックを洗浄・乾燥するときの物品（バケツ・ざる）も牛乳のにおいや汚れが付き、物品の管理についても課題を感じた。

（8）来年度以降の実施について

今年度と同様な取組は市内全小学校において実施したいが、学校のスペースや児童数によって課題は様々であるため、学校の実情に応じた取組を行っていきよう働きかけていく。

<学校の意見>

- ・低学年には、牛乳パックを水洗いし、自分で開く作業は大変ではないか。
- ・1学年1か月程度が望ましい。
- ・4年生以上であれば、月に1度の回収があれば年間を通して可能であると思われる。
- ・定期的（保管に困らない程度）に回収していただけるならば、実施できると思う。
- ・1学年12か月程度（慣れれば1か月も12か月も変わらない。期間が短いと環境に対する意識の高まりは、あまり期待できないのではないかと思う。
- ・低学年は、給食や片づけ自体に時間がかかり作業することは難しいと思われる。
- ・牛乳パックを洗浄するときの、水場の確保の問題から、複数学年が同時に取り組むのは難しい。
- ・上学年にとっては、年間の継続的な取り組みは可能であると考えられる。

（9）その他

<学校の意見>

- ・回収後、牛乳パックの活用についての具体的な掲示物等があれば、更に意識が高まると思う。
- ・実際に牛乳パックを使い、再生紙を作る活動があってもいい。
- ・回収の頻度を増やしてほしい。

平成 27 年度小学校グリーンカーテン実証実験事業の概要について

1 実証実験の目的

夏季の暑さ対策として、グリーンカーテンの設置による教室内の気温低減効果を検証する。

2 実施内容

小学校の普通教室にグリーンカーテンを設置し、設置した教室としていない教室の気温を計測・比較し、その有効性を考察した。

【実施モデル校】 8 校

- ・地植え 作道小学校、塚原小学校、小杉小学校、大島小学校
 - ・プランター 片口小学校、東明小学校、太閤山小学校、中太閤山小学校
- ※ 各校 1・2 階の 2 教室分に設置

【植栽植物】 ヘチマ、ゴーヤ

授業の教材となっている実のなる植物を選定した。

3 実証実験結果

(1) 植物の生育状況

地植えをした学校は、期間中概ね 2 階部分を覆うまで生育したが、2 階部分まで到達しない学校や葉の茂り具合にもばらつきが生じた。

一方、プランターで育てた学校は、プランターの容量や高気温・直射日光の影響により、土に十分な水分が保てず、葉枯れするなどいずれの学校も教室を覆うまでの生育には至らなかった。

生育状況の一例



塚原小学校（地植え・ヘチマ）



片口小学校（プランター・ゴーヤ）

(2) 効果

- ・ グリーンカーテンが教室全体を覆った教室においては、一定の気温低減効果が認められたが、教室の場所や生育状況などの諸条件によって効果にばらつきが見られた。
- ・ 実際の温度差以外に、直射日光を遮り視覚的に涼しげな感覚をもたらす効果や生徒への環境意識の醸成につながるなどの意見が学校から寄せられた。

塚原小学校の記録（抜粋）

13:00 現在		8月の状況		9月の状況	
		有	無	有	無
1階	平均気温	28.9℃	29.5℃	25.9℃	26.4℃
	平均気温差	-0.6℃		-0.5℃	
2階	平均気温	32.6℃	32.8℃	25.9℃	26.1℃
	平均気温差	-0.2℃		-0.2℃	

※ ■：グリーンカーテンに完全に覆われていた期間

※ 気温差：有の気温－無の気温

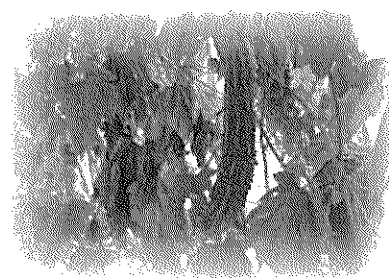
(3) 課題

- ・ ヘチマやゴーヤなど実のなる植物を選ぶ場合は、水分及び養分（追肥）を適切に施す必要がある。また、プランターを利用する場合は、できるだけ容量の大きなものとし、土の保水能力を高めることが必要である。
- ・ 上記のように土が乾ききることのないように順調に生育させるためには、学校の休業日においても水やりや手入れが必要となり、教職員の負担が大きい。
- ・ 設置によって教室が暗くなり、風通しが悪くなるなどの意見が学校から寄せられた。

4 今後の方針

グリーンカーテンの設置は、気象条件や設置場所に大きく影響される。また、暑さを向かえる7月頃までに2階までの教室全体を安定的に覆うことが困難である。

今後は、効果と課題を踏まえつつ、環境課が実施している「グリーンカーテン設置事業」を活用するなど、引き続き環境教育の一環として各学校の実情に応じて自主的な実施を促進する。



平成27年10月28日

射水市教育委員会
教育長 長井 忍 殿

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会
委員長 稲葉 茂樹

射水市教育施設指定管理候補者の選定結果について（報告）

当委員会に対し審査を求められた射水市教育施設指定管理候補者の選定については、次の応募者が指定管理者として適当であると報告します。



射水市教育施設指定管理候補者選定結果

○ 大島弓道場

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人おおしまスポーツクラブ 理事長 島上 淳	新開発 3 0 0 (ヨシダ大島体育館内)

○ パークゴルフ南郷

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人だいもんスポーツクラブ 理事長 山崎 秋夫	二口 3 1 4 2 (大門総合体育館内)

○ 小杉展示館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	戸破地域振興会 会長 村井 豊	戸破 2 9 1 7 番地 1 (戸破コミュニティセンター内)

平成27年度 指定管理者制度の導入に向けた事務手続きの流れ

8月中旬	指定管理料の予算要求書提出（財政課）
9月28日から 10月16日まで	指定管理者の募集
10月28日	指定管理候補者選定委員会開催 ・候補者の決定 ・暴力団関係者該当の有無の照会（射水警察署）
11月10日	暴力団関係者該当無しの回答書受取 ・選定結果の通知 ・市ホームページで結果公表
12月上旬	仮協定書の締結
12月24日	12月市議会定例会において指定の議決
12月下旬	指定の告示、指定の指令書の交付
1月上旬	基本協定書（本協定書）の締結
1月下旬	平成28年度事業実施計画書の提出
4月1日	年度協定書の締結、指定管理者による運営開始

○射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱

平成18年4月25日

教育委員会告示第5号

改正 平成25年4月25日教委告示第2号

(設置)

第1条 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公の施設について、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年射水市条例第3号。以下「条例」という。)第4条及び第5条に規定する指定管理候補者の選定を行うため、射水市教育施設指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)について、別に定める審査基準に基づき審査すること。
- (2) 指定管理候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告すること。
- (3) その他指定管理候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、指定管理候補者の選定について識見を有する者(申請者と利害関係を有しない者に限る。以下「有識者」という。)並びに市及び教育委員会の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

2 委員の定数は6人とし、そのうち3人を有識者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該指定管理者が指定されるまでの期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、非公開とする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び前条第3項の規定により委員会に出席した者は、射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条各号に規定する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則(平成25年4月25日教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

平成28年射水市成人式について

1 目的

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

2 会場

アルビス小杉総合体育センター（大アリーナ）

3 期日

平成28年1月10日（日）

4 次第

10:00～ 式典

- ・ 開式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 式辞〔市長〕
- ・ 祝辞〔市議会議長〕
- ・ 新成人誓いのことば〔新成人〕
- ・ 交通安全宣言〔新成人〕
- ・ 市民憲章朗読〔新成人〕
- ・ 閉式

10:30～ アトラクション

- ・ 越中大島太鼓（終了予定時刻、午前10時50分）

5 対象者

平成7年4月2日から平成28年4月1日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者を対象とする。

平成28年対象者数876人（11月1日現在、市外参加者除く）

〈参考〉

平成27年対象者数952人中、参加者数750人

（出席率78.8%：市外参加者除く）

6 周知方法

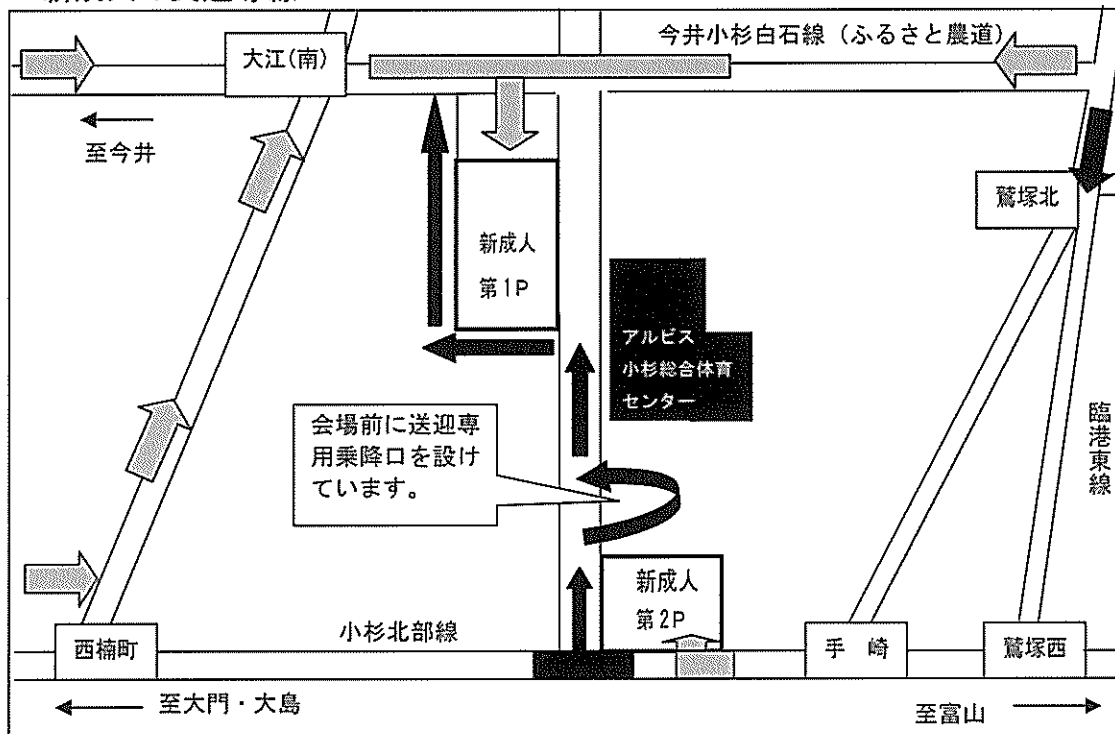
- (1) 対象者に案内状（受付券同封）を送付（11月下旬）
- (2) 「広報いみず」10月号・12月号に開催のお知らせを掲載
- (3) 市ホームページ等に開催のお知らせを掲載

7 駐車場及び交通導線について

当日、交通混雑が予想されるため、来賓・招待者と新成人の交通導線及び駐車場を分ける。

新成人、来賓・招待者の専用駐車場及び交通導線について

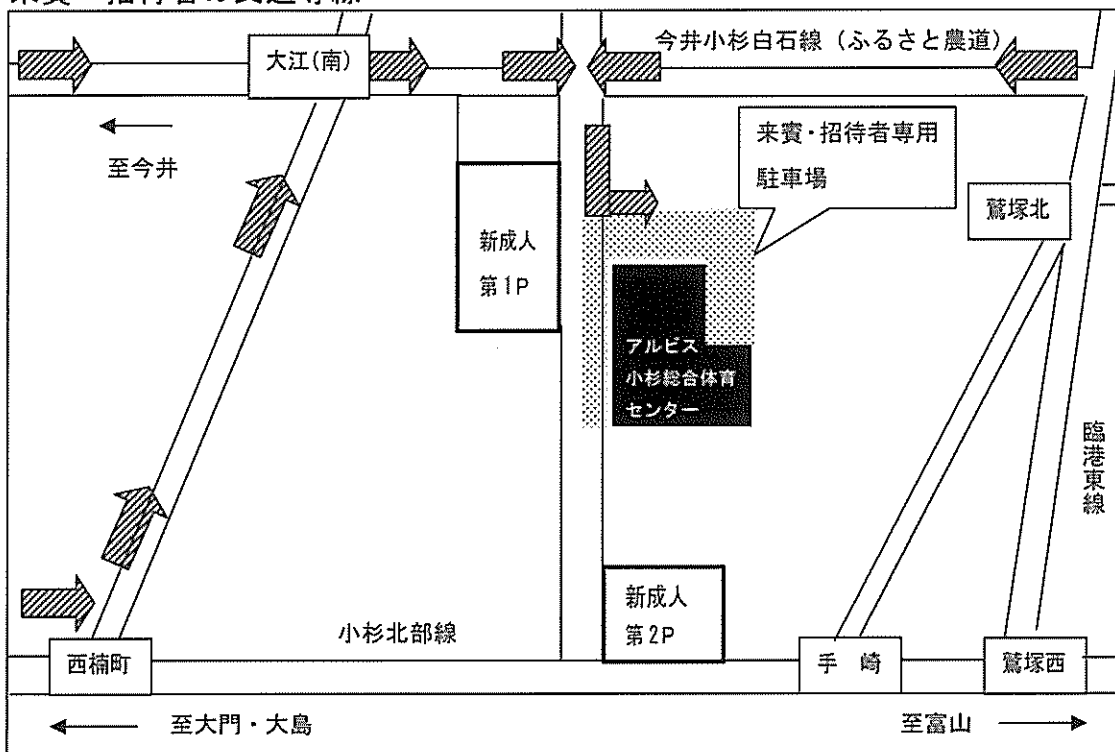
新成人の交通導線



➡ 新成人のうち駐車場を利用する方の導線

➡ 送迎のみの方の導線

来賓・招待者の交通導線



※ 専用駐車場に駐車していただくために、通行許可証を招待状の中に同封する予定です。

射水市孫とおでかけ支援事業について

1 目的

孫と祖父母との世代間交流を通じて地域の文化や歴史と一緒に学び、ふるさとの郷土愛を深めることに加え、生涯学習の推進を図ることを目的とする。

2 実施方法

祖父母と孫（ひ孫）が一緒に来館された場合に対象施設の観覧料を全額免除するもの。

3 利用方法

来館の際に施設備付の申込書を提出

4 期間

試行期間：平成27年12月1日～平成28年3月31日

本格実施：平成28年4月1日～

5 対象者

一緒に入館される祖父母と孫（ひ孫）

※祖父母の居住地が連携5市（射水市・富山市・砺波市・小矢部市・南砺市）に限ります。孫の年齢及び居住地の制限はありません。

※富山市の対象施設については、居住地及び年齢の制限はありません。

6 連携する5市の対象施設

射水市 (2施設)	大島絵本館、新湊博物館
富山市 (21施設)	ファミリーパーク、科学博物館、天文台、郷土博物館・佐藤記念美術館、民俗民芸村（7館）、猪谷関所館、大山歴史民俗資料館、八尾おわら資料館、八尾化石資料館、旧森家住宅、浮田家住宅、八尾曳山展示館、エコリンク、ジップライン・アドベンチャー立山、ガラス美術館
砺波市 (6施設)	チューリップ四季彩館、砺波市美術館、松村外次郎記念庄川美術館、庄川水資料館、となみ散居村ミュージアム（民具館）、砺波市出町子供歌舞伎曳山会館
小矢部市 (2施設)	クロスランドタワー、ダ・ビンチテクノミュージアム
南砺市 (14施設)	福光美術館、棟方志功記念館、松村記念会館、園芸植物園、城端曳山会館、じょうはな織館、井波彫刻総合会館、井波美術館、五箇山民俗資料館、塩硝の館、そばの郷そば資料館、利賀瞑想の郷、五箇山和紙の里、いのち椿館

※ 富山市：H24.7.1 から、砺波市：H27.4.1 から、小矢部市：H27.8.1 から、南砺市：H27.8.8 からそれぞれ実施

射水市雑誌スポンサー制度の実施について

1 概要

平成28年度から中央図書館に配架される雑誌の購入代金を負担いただく代わりにその雑誌のカバーにスポンサー名・広告を表示する雑誌スポンサー制度を実施します。

本制度はスポンサー企業等のイメージや認知度を高めるとともに図書館資料を充実させ、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサーの条件

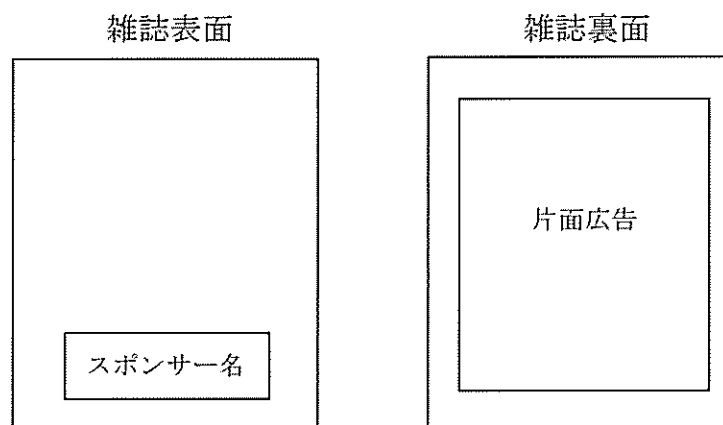
- ・スポンサーに応募できるのは企業・商店・団体等であり、個人は対象外です。
- ・教育委員会が広告の表示が適当でないと認めた場合は応募できません。

3 雑誌スポンサー制度の流れ

- ① 中央図書館へ雑誌スポンサーの申し込み
- ② 雑誌の年間購読料をスポンサーから書店へ直接支払い
- ③ 書店から中央図書館への雑誌の納入
- ④ 雑誌カバーにスポンサー名及び広告を表示して配架

4 広告の掲載方法

雑誌の表面カバーにはスポンサー名を、裏面カバーには片面広告を入れることができます。



事務担当

射水市中央図書館

電話 57-4646

金管アンサンブルクリニックの実施について

1 概 要

世界最高のオーケストラであるウィーンフィルハーモニーとベルリンフィルハーモニーの首席奏者による金管アンサンブルクリニックを行います。

本クリニックは、全国有数の実力を持つ射水市内の中学校吹奏楽部がさらに大きく飛躍することを願い実施するものです。実施にあたっては㈱アイザックからのご協力のもと本市高周波文化ホールの指定管理者である射水市文化振興財団が実施するものです

2 会 場

高周波文化ホール 大ホール他

3 期 日

平成27年12月18日(金)
午後4時30分から午後6時まで

4 内 容

ウィーン＝ベルリンブラス・クインテットから演奏曲目の指導及びアドバイスをいただきます。

(2組に分かれて実施：各中学校約20分程度)

5 対 象

市内の全中学校6校の吹奏楽部

6 その他

同日の午後7時から高周波文化ホールにおいて、クリニックの講師であるウィーン＝ベルリンブラス・クインテットのコンサートが行われます。

問い合わせ先

公益財団法人 射水市文化振興財団

担当：大井 TEL 0766-82-8400

事務担当課

射水市教育委員会

生涯学習・スポーツ課(下庁舎)

TEL 0766-59-8091

射水市元旦マラソン2016 実施要項

- 主催 射水市 射水市教育委員会 公益財団法人射水市体育協会
 主管 射水市陸上競技協会
 期日 平成28年1月1日(祝)
 コース 新湊会場：3kmコース（裏面コース図参照）
 大門会場：一般コース（5km）、チャレンジコース（3km）（裏面コース図参照）

	* 第53回 新湊会場 *	* 第39回 大門会場 *
受付	射水市役所新湊庁舎1階ロビー 平成27年12月31日(木) 午後10時00分～11時00分	大門総合体育館前 平成28年1月1日(祝) 午前8時00分～9時00分
開会式	射水市役所新湊庁舎駐車場北側 平成27年12月31日(木) 午後11時45分	大門総合体育館前 平成28年1月1日(祝) 午前9時00分
スタート	射水市役所新湊庁舎駐車場北口 午前0時00分 一般・高校生 午前0時01分 中学生 午前0時02分 小学生	大門総合体育館前 午前9時30分 一般コース 午前9時33分 チャレンジコース

参加資格 健康な人（ただし、小学校4年生以下は、保護者（伴走者）の同伴があれば参加を認めます。その際、伴走者も申込みをお願いします。）

参加料 新湊会場：一般 1,000円、小・中学生・高校生 500円
 大門会場：一般 500円、小・中学生・高校生 200円

表彰 完走者全員に完走証を授与します。

申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて大会事務局へ申し込んでください。

郵送の場合は現金書留を利用してください。また、電話による申込みや切手等の代納による申込みは受け付けません。

なお、申し込み後の参加取消しがあっても参加料は返還しません。

* 当日の申し込みは、受け付けません。

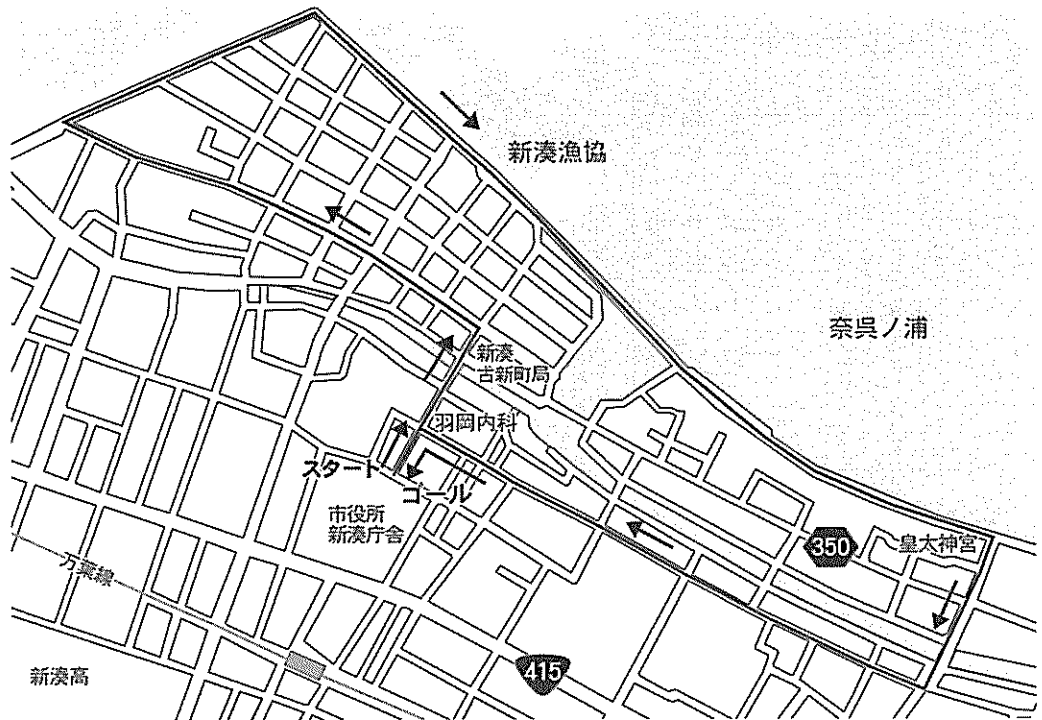
申込み期間 平成27年11月4日(水) ～ 12月4日(金) 期日厳守
 （郵送の場合は期日までの消印有効）

申込先 (事務局)	・公益財団法人射水市体育協会 Tel 0766-82-8278 〒934-0039 射水市久々湊467 新湊アイシン軽金属スポーツセンター(武道館)内 [受付時間] 月曜～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで(祝日を除く)
	・射水市大門総合体育館 Tel 0766-52-4655 〒939-0234 射水市二口3142 [受付時間] 火曜～土曜日：午前9時00分～午後8時00分まで 日曜日・祝日：午前9時00分～午後4時30分まで

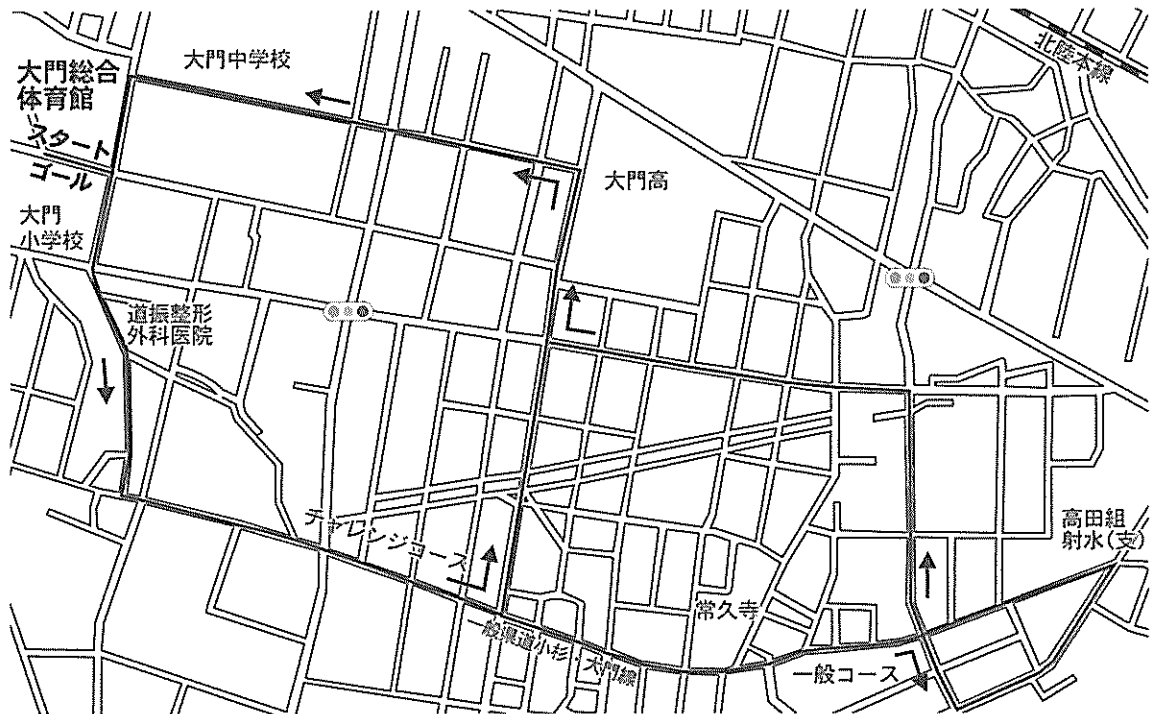
※どちらの申込先でも両会場の申し込みができます。

射水市元旦マラソンコース図

★ 新湊会場



★ 大門会場



参加上の注意

- ① 参加者は自己の責任において健康管理をし、競技前に身体に異常がある場合、競技中であっても身体に異常を感じた場合は、ただちに競技を中止してください。
- ② 競技中に生じた事故、傷害・疾病については、主催者はその責任を負いません。
(ただし、主催者側でスポーツ傷害保険に加入します。)
- ③ 当日の駐車場は、(新湊会場) 射水市役所新湊庁舎駐車場、(大門会場) 大門総合体育館及び大門小学校の駐車場をご利用ください。なお、両会場とも駐車台数に限りがありますので乗り合わせ等でお越しください。
- ④ ナンバーカード(ゼッケン)は、大会当日、受付で配布します。
- ⑤ 手荷物は各自で管理してください。また、更衣室はありません。ご了承ください。
- ⑥ 参加者は道路の左端を走り、交差点においても中心から右に出ないように走ってください。
- ⑦ 本大会は申告制です。ゴール地点に時計を設置しますのでゴール後、各自でタイムを確認してください。

平成 27 年 12 月 の 主 な 行 事 予 定

資料 12

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	火					
2	水					
3	木	19:00	下庁舎201会議室	第11回射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会	学校教育課	教育長
4	金					
5	土					
6	日		小杉体育館	クリスマスフェスタ	生涯学習・スポーツ課	
		10:00	高周波文化ホール	市PTA連絡協議会設立10周年記念事業	学校教育課	○
		13:00	竹内源造記念館	鏡餅制作体験	生涯学習・スポーツ課	
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木					
18	金		アルビス小杉総合体育センター	第26回高等学校剣道錬成大会及び第24回高岡工芸杯剣道錬成大会 ～20日	生涯学習・スポーツ課	
		19:00	高周波文化ホール	ウィーン＝ベルリン プラス・クインテット	新湊中央文化会館	
19	土		大門総合体育館 ほか	会長杯 第14回 富山県中学校バスケットボール大会	生涯学習・スポーツ課	
20	日	10:00	竹内源造記念館	ミニ鍍絵体験教室	生涯学習・スポーツ課	
		14:00	アイザック小杉文化ホール	ラポールクリスマスコンサート	小杉文化ホール	
21	月					
22	火					
23	水	10:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	第39回富山県少年剣道錬成大会・第16回庵杯争奪個人優勝大会	生涯学習・スポーツ課	
24	木		各幼稚園、小中学校	2学期終業式		
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
31	木					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
11/27	2/14	新湊博物館	新収蔵品展				
11/30	12/11	陶房「匠の里」	杵名比留窯 千田英之展				
12/18	12/20	高周波文化ホール	第七回いみずジュニアアート展				

